

1 居住誘導区域とは

(1) 居住誘導区域の基本的な考え方（立地適正化計画 P.103）

【本市における居住誘導区域の考え方】

- 市街化調整区域内の居住者を含めた市民の生活利便性やコミュニティが持続できるよう都市機能を確保するために人口密度を維持する区域
- 工業系用途地域が中心拠点や地域拠点に近接する本市の特性を、持続可能な都市を形成する上での強みとして捉えた、既存及び新規産業の活性化と調和する区域

(2) 居住誘導区域の設定方法（立地適正化計画 P.104～）

本市の居住誘導区域は、災害に対する安全で良好な居住環境を確保しながら、本市における居住誘導区域の考え方を踏まえた区域を設定します。

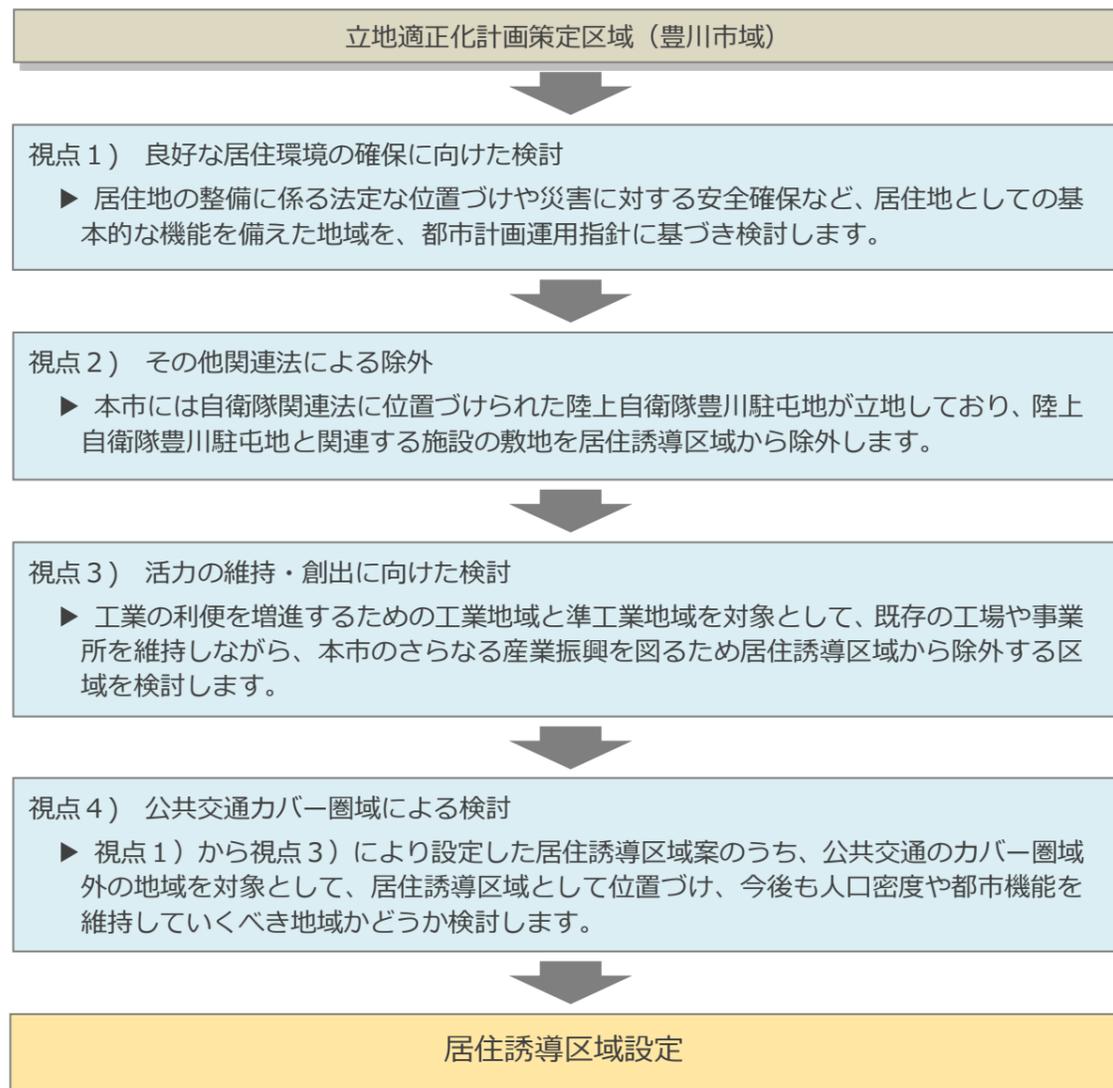


図 居住誘導区域の検討ステップ

2 都市機能誘導区域とは

(1) 都市機能誘導区域の基本的な考え方（立地適正化計画 P.155）

【本市における都市機能誘導区域の考え方のまとめ】

- 都市機能施設が集積し交通利便性の高い都市拠点、地域拠点において、市全体の生活利便性や地域コミュニティ、にぎわいを持続的に確保するために「維持」「誘導」する都市機能施設と実施する施策を明確化する区域

(2) 都市機能誘導区域の設定方法（立地適正化計画 P.156～）

本市の都市機能誘導区域は、人口減少・少子高齢化が進行する中であっても市全体の生活利便性や地域コミュニティ、にぎわいを持続的に確保するとともに、主要な鉄道駅から徒歩や自転車等により移動できる範囲として以下のとおり設定します。

【都市機能誘導区域の境界設定の考え方】

- ①居住誘導区域の範囲内で設定します。
- ②中心拠点及び地域拠点の中心となる駅から半径 800m～1km^{※1}の範囲を基本とし、800m圏を超えた最初の用途地域境界や道路や河川等の地形地物を境界として設定します。なお、地形地物を境界に設定する場合は、その中心線を定め境界線とします。
- ③拠点のにぎわいの創出に向け、駅から半径1kmにある近隣商業地域や商業地域（日用品の買物をする店舗をはじめ商業等の業務の利便の増進を図るための用途地域）を都市機能誘導区域に設定します。
- ④中心市街地として、拠点を形成してきたことから豊川市中心市街地商業等活性化基本計画の計画区域も都市機能誘導区域に設定します。
- ⑤合併前の旧町の中心である支所を含む範囲を都市機能誘導区域に設定します。
- ⑥第一種低層住居専用地域のうち、建ぺい率が30%、容積率が50%に指定されている地域は、上記②の範囲内であっても都市機能施設の立地が見込めないことから都市機能誘導区域に設定しないこととします。

※1：駅からの距離は、改札口からの直線距離とします。改札口が複数ある駅は、各改札口の中央の点からの直線距離とします。

3 居住誘導区域の設定方法の変更について

土地適正化計画の策定時（平成 29 年 2 月）に設定した区域の設定方法を一部変更します。

【居住誘導区域の設定方法（現行計画）】

視点	ステップ	区域の検討結果（現行計画）
視点 1) 良好な居住環境の確保に向けた検討	ステップ①	「居住誘導区域に含まないこととされている区域の除外」 ・市街化調整区域の除外
	ステップ②	「原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきである区域の除外」 ・土砂災害特別警戒区域 ・災害危険区域 ・地すべり防止区域（地すべり区域、隣接区域） ・急傾斜地崩壊危険箇所
	ステップ③	「居住を誘導することが適当でないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域の除外」 ・土砂災害警戒区域（土石流、急傾斜地の崩壊） ・浸水想定区域（豊川市洪水ハザードマップによる浸水深 2 m 以上のエリアを囲む地形地物に囲まれた範囲） ・土砂災害危険箇所（土石流危険渓流区域、土石流危険流域、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）
	ステップ④	「居住誘導区域に含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域の除外」 ・工業専用地域 ・御幸浜地区計画の計画区域
視点 2) その他関連法による除外		「自衛隊関連法に位置づけられた駐屯地と関連する区域の除外」 ・陸上自衛隊豊川駐屯地、豊川訓練場・官舎
視点 3) 活力の維持・創出に向けた検討	ステップ①	「一団の工業用地の抽出」 ・平成 25 年度都市計画基礎調査の現況土地利用において、1ha 以上の工業系土地利用を抽出
	ステップ②	「本市の産業振興に資する公共公益施設の抽出」 ・東名高速道路豊川インターチェンジを抽出
	ステップ③	「ステップ①、②の区域に対し、付帯施設の整備状況や土地利用の一体性等を踏まえ、地形地物等による除外区域の設定」 ・準工業地域のうち除外する区域を設定
視点 4) 公共交通カバー圏域による検討		「公共交通カバー圏域に含まれない一団の居住誘導区域を除外」 「人口密度が一定規模確保されていない地域で、低未利用地が多く都市的な土地利用として活用されていない地域の除外」 (本規定により除外する区域なし)

居住誘導区域設定

【居住誘導区域の設定方法（変更案）】

視点	ステップ	区域の見直し方針（案）
視点 1) 良好な居住環境の確保に向けた検討	ステップ①	「居住誘導区域に含まないこととされている区域の除外」 ・市街化調整区域の除外 (変更なし)
	ステップ②	「原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきである区域の除外」 (項目記載省略) (変更なし)
	ステップ③	「居住を誘導することが適当でないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域の除外」 ⇒ (参考資料 4) 津波災害警戒区域《追加》の検証
	ステップ④	「居住誘導区域に含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域の除外」 ・工業専用地域・御幸浜地区計画の計画区域 (変更なし)
視点 2) その他関連法による除外		「自衛隊関連法に位置づけられた駐屯地と関連する区域の除外」 ・陸上自衛隊豊川駐屯地、豊川訓練場・官舎 (変更なし)
視点 3) 活力の維持・創出に向けた検討	ステップ①	「一団の工業用地の抽出」 ・平成 25 年度都市計画基礎調査の現況土地利用において、1ha 以上の工業系土地利用を抽出 (変更なし)
	ステップ②	「本市の産業振興に資する公共公益施設の抽出」 ・東名高速道路豊川インターチェンジを抽出 (変更なし)
	ステップ③	「ステップ①、②の区域に対し、付帯施設の整備状況や土地利用の一体性等を踏まえ、地形地物等による除外区域の設定」 ⇒ (参考資料 3) 豊川西部土地区画整理事業区域について
視点 4) 公共交通カバー圏域による検討		「公共交通カバー圏域に含まれない一団の居住誘導区域を除外」 「人口密度が一定規模確保されていない地域で、低未利用地が多く都市的な土地利用として活用されていない地域の除外」 (本規定により除外する区域なし) (変更なし)

居住誘導区域設定 ⇒ (参考資料 5)

居住誘導区域の設定後においても、以下の追加規定により適切な運用を図る。

追加規定 1) 災害の発生のおそれのある区域の取扱いについて	国交省方針に基づき、誘導区域内に災害危険区域等が小規模に散在する場合や、今後、災害危険区域等が追加指定される可能性を想定し、「居住誘導区域においては、災害危険区域等と重複する箇所は除く」と追記し、災害危険区域等を除外する。 ⇒ (参考資料 1) 災害の発生のおそれのある区域の取扱いについて
追加規定 2) 陸上自衛隊豊川駐屯地関連施設の取扱いについて	「自衛隊関連法に位置づけられた駐屯地と関連する区域の除外」で除外された箇所において、国有地の売却等により除外理由が喪失した時点で、誘導区域の設定の考え方に照らし合わせ、誘導区域に含めることができるものとする。 ⇒ (参考資料 2) 陸上自衛隊豊川駐屯地関連施設の取扱いについて

国 都 計 第 89 号
平成 30 年 10 月 26 日

各市町村 都市計画主管部局長 殿

国土交通省都市局都市計画課長
(公印省略)

立地適正化計画における災害の発生のおそれのある区域の取扱いについて

立地適正化計画に関しては都市計画運用指針(平成12年12月28日国都計第92号(最終改正平成30年9月5日国都計第69号)、以下「運用指針」。)等を参考にしながら各市町村において検討・作成が進められているところである。他方、近年大規模な地震、津波、集中豪雨、土砂災害等が多発傾向にあり、これらの自然現象に対し持続的に安全な都市を構築していくためには関係部局との連携を図り、これまで以上にソフト・ハードの防災対策や災害リスクを踏まえた検討を進めていくことが重要である。

運用指針においては、別紙の通り災害の発生のおそれのある特定の区域に関する居住誘導区域の取扱いについて記載しているが、上述の観点からも改めてその考え方を通知するものである。

なお、立地適正化計画の作成及び見直しにおいては、特に以下の点に留意し進めていただきたい。

- (1) 立地適正化計画の作成に際しては、防災担当部局や砂防担当部局等の関係部局との情報共有体制を構築し、運用指針IV-1-3立地適正化計画 3(3)③および3(3)④に記載の区域(以下、「災害危険区域等」)に関する基礎調査や指定状況等の情報把握に努め、運用指針の趣旨を踏まえた適切な対応を行うこと。その際、将来的に災害危険区域等の指定が見込まれている場合は、指定後の状況を勘案した居住誘導区域等の設定を検討すること。
- (2) 立地適正化計画を作成した場合は、速やかに関係部局へその内容を情報提供するとともに、以降の災害危険区域等の指定状況の変化等について継続的に情報把握を行うこと。
- (3) 立地適正化計画の作成後に、居住誘導区域内の区域が災害危険区域等に指定された場合には、居住誘導区域の見直しに向けた検討に着手すること。その際、運用指針IV-1-3立地適正化計画 3(3)③に記載の区域については、可及的速やかに居住誘導区域から除外することが望ましいこと。

(4) 運用指針IV-1-3立地適正化計画 3(3)④の趣旨は、居住を誘導することが適当でない区域は原則として居住誘導区域に含めないこととすべきことにある。このため、仮に、これらの区域を居住誘導区域に含める場合には、災害リスクや警戒避難体制の整備等の防災対策等を総合的に勘案し、十分に安全性を検証することが不可欠であり、これらの検討・検証結果を踏まえ立地適正化計画に各種の防災対策を記載することが望ましいこと。

(5) 災害危険区域等が小規模に散在し、居住誘導区域の設定に際して災害危険区域等を除外することが表示上困難でこれを含めて面的に居住誘導区域を設定しているケースが散見される。このケースに対しては、災害危険区域等の位置や境界が明示できる図や資料を立地適正化計画に添付するとともに「居住誘導区域(災害危険区域等と重複する箇所を除く)」と明記することで災害危険区域等を除外することは可能であること。

別紙

(参考) 都市計画運用指針 抜粋

IV-1-3 立地適正化計画 3(3)③

次に掲げる区域については、原則として、居住誘導区域に含めないこととすべきである。

ア 土砂災害特別警戒区域

イ 津波災害特別警戒区域

ウ 災害危険区域(建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域のうち、同条第二項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く)

エ 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域

オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

IV-1-3 立地適正化計画 3(3)④

次に掲げる区域については、それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含めないこととすべきである。

ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域

イ 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する津波災害警戒区域

ウ 水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域

エ 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第32条第1項に規定する都市洪水想定区域及び同条第2項に規定する都市浸水想定区域

オ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に規定する津波浸水想定における浸水の区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域

(参考資料2) 陸上自衛隊豊川駐屯地関連施設の取扱いについて

①区域の設定方法 (立地適正化計画 P.123)

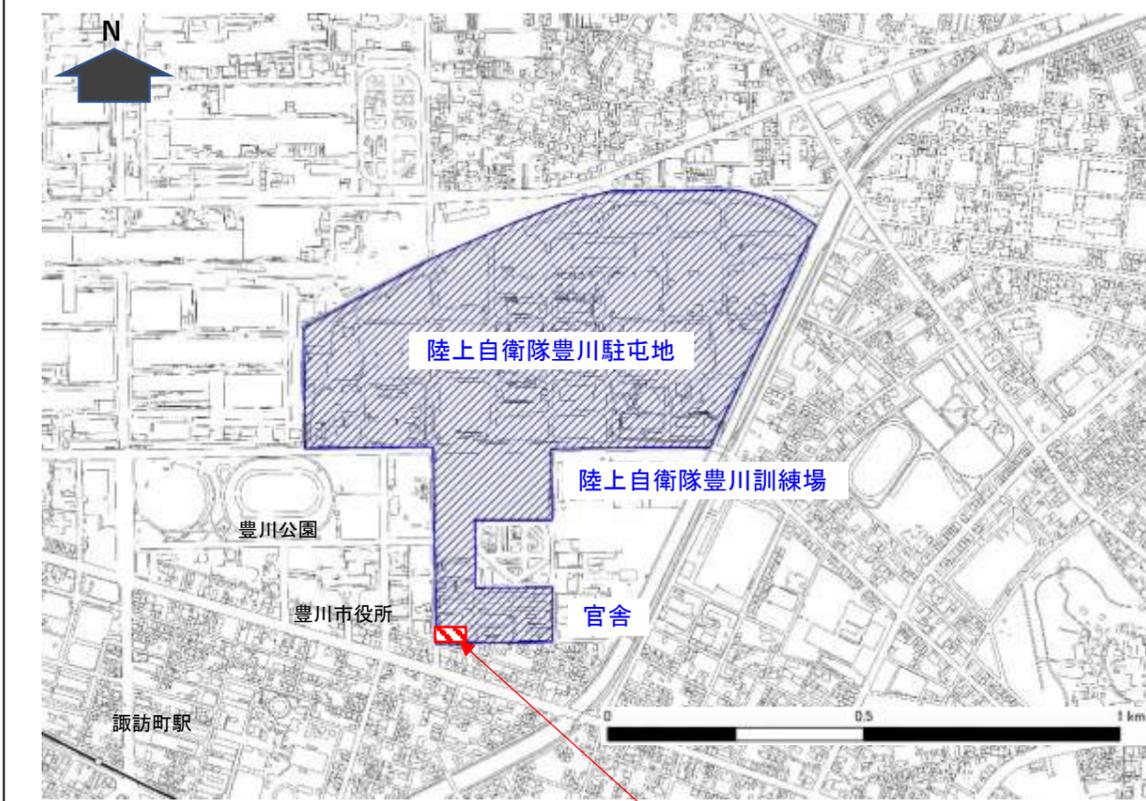
本市には自衛隊関連法に位置づけられた陸上自衛隊豊川駐屯地が立地しています。

駐屯地とは、法令上、陸上自衛隊の部隊又は機関が所在する施設であり一般の居住を図る施設ではありません。このため、陸上自衛隊豊川駐屯地と関連する施設の敷地を居住誘導区域から除外します。

②区域の検討

区域の設定方法に基づき、陸上自衛隊豊川駐屯地とこれに関連する豊川訓練場・官舎は、居住誘導区域から除外します。

視点2) その他関連法による除外する区域 (陸上自衛隊豊川駐屯地や豊川訓練場・官舎の区域)



国が用地を売却し、現在は民有地(住宅)となっている区域。
準工業地域であり、名鉄諏訪町駅から約800mに位置するが、居住誘導区域、都市機能誘導区域に含まれていない。

— 誘導区域界 (現況)
— 誘導区域界 (見直し後)

【課題】

- 国有地の売却に関する情報(売却時期、売却先、売却後の土地利用等)を事前に把握することは困難である。
- 売却されたのち、居住誘導区域、都市機能誘導区域に含むためには、都市再生特別措置法に定める手続きを経る必要があり、当該地域にふさわしい誘導施策を速やかに実施することができない。



【対応】

- 「自衛隊関連法に位置づけられた駐屯地と関連する区域の除外」は、災害危険区域等の他の除外要件とは異なり、土地の所有者に起因する規定であり、国有地が売却された時点で、除外する理由が無くなる。そのため、「国が用地を売却した場合等、除外理由が喪失した場合は、その時点で誘導区域の設定の考え方に照らし合わせ、条件が合致する場合は誘導区域に含める」ことを計画書に記載する。



策定時は、平成 25 年度都市計画基礎調査における準工業地域のうち、面積が 1 ha 以上となる工業系現況土地利用の箇所として抽出し、居住誘導区域から除外。(上図参照)

豊川西部土地区画整理事業の事業地内のうち、本件規定に該当する区域のみ居住誘導区域から除外されている。

【課題】

○事業の実施による土地利用転換により、健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする土地区画整理事業の事業地内において、現況土地利用のみに着目して居住誘導区域から除外している。



【対応】

○視点 3) 活力の維持、創出に向けた検討のステップ③において、居住誘導区域の除外区域を設定する段階において、土地区画整理事業地内は、除外区域から除くこととする。(一団の工業系土地利用の区域であっても、土地区画整理事業の事業地内であれば居住誘導区域に含む。)

(参考資料4) 津波災害警戒区域《追加》の検証(視点1・ステップ③の追加検証)

現行計画策定後に愛知県が指定した津波災害警戒区域は、ステップ③のイに該当します。居住誘導区域の設定において、津波災害警戒区域をどのように扱うかを検証します。

【現行計画のステップ③の考え方と、現在の条件の変更点(赤字)】

ステップ③: 居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、
原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域の除外

検討項目	検討結果
ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害警戒区域	・土砂災害警戒区域(土石流、急傾斜地の崩壊)を除外します。
イ 津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波災害警戒区域	・該当区域はありません。 ⇒現行計画策定後の令和元年7月30日、愛知県にて「津波災害警戒区域」指定
ウ 水防法に規定する浸水想定区域	・豊川市洪水ハザードマップによる浸水深2m以上のエリアを囲む地形地物により除外します。
エ 特定都市河川浸水被害対策法に規定する都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域	・該当区域はありません。
オ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波浸水想定における浸水の区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域	・土砂災害危険箇所(土石流危険渓流による危険区域、土石流危険流域、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所)を除外します。 ・愛知県津波浸水想定(平成26年11月)(理論上最大モデルケース1)において浸水深2m以上のエリアは、現状土地利用が水路等の水面のみであり、除外するエリアはありません。

■津波災害警戒区域とは(愛知県ホームページより)

平成23年3月に発生した東日本大震災による甚大な津波被害を受け、最大クラスの津波が発生しても「なんとしても人命を守る」という考えのもと、ハード・ソフトの施策を総動員する「多重防御」の発想により、地域活性化も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を推進する、「津波防災地域づくりに関する法律」が平成23年12月に施行されました。

この法に基づき、愛知県知事は平成26年11月に津波防災地域づくりの基礎資料となる「津波浸水想定」を設定・公表しております。

このたび、最大クラスの津波が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずる恐れがある区域で、津波による人的被害を防止することを目的とした、「津波災害警戒区域」を指定します。

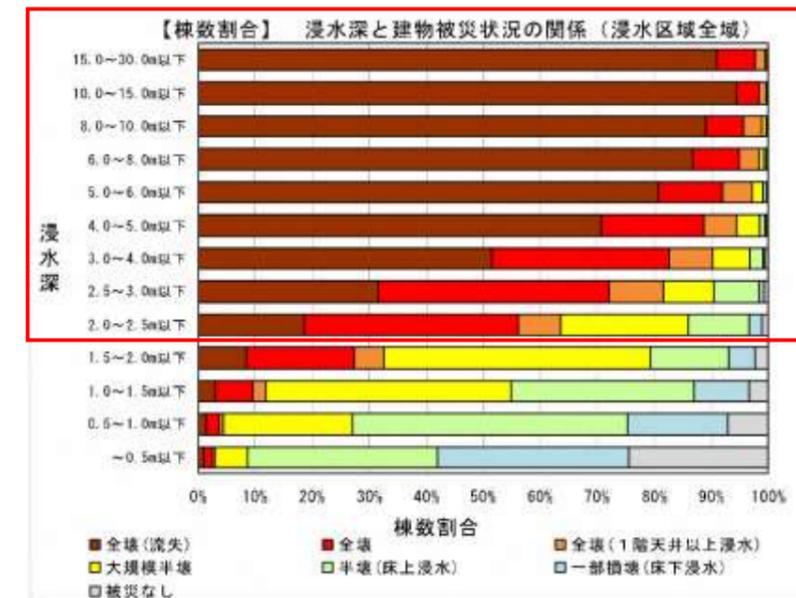
(1) 津波災害警戒区域のうち、除外する基準の設定

下図の津波被災市街地復興手法検討調査において浸水深2m前後で被災状況に大きな差があることが示されています。

参考: 津波による浸水深からの居住誘導区域の設定について

- ・津波被災市街地復興手法検討調査(平成24年4月 国土交通省都市局)では、東日本大震災において、水深と建物被災状況との関係について、浸水深2m前後で被災状況に大きな差があることが把握できていることが記されています。また、周辺県において、津波災害特別警戒区域を定める基準水位や、都市的土地利用の抑制等を検討すべき区域の基準水位として2mが採用されています。
- ・これらを踏まえ、本市においても居住誘導区域から除外する浸水深を2m以上と設定します。

浸水深2m以上は被害が大きい



(津波被災市街地復興手法検討調査(平成24年4月 国土交通省都市局)より)



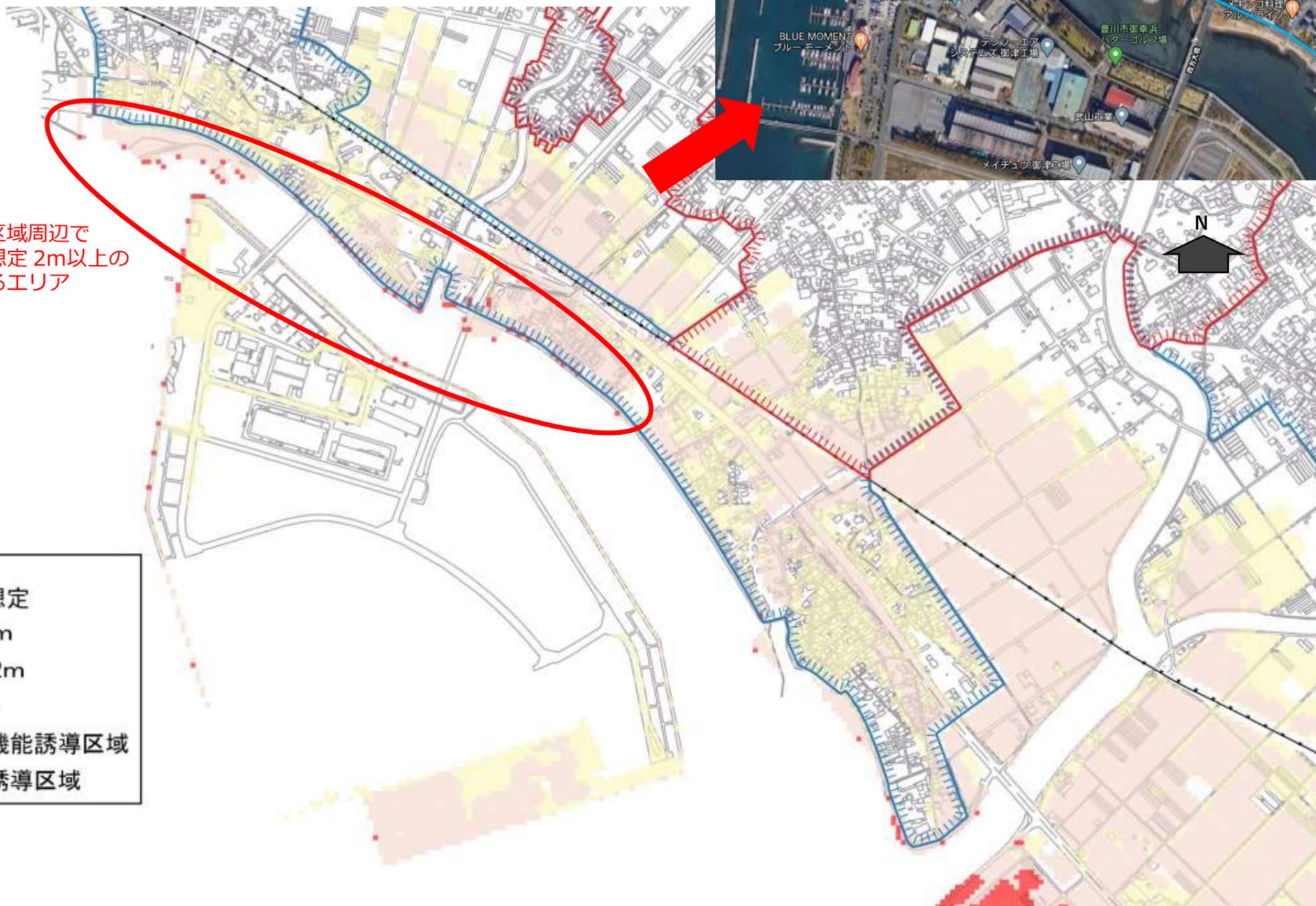
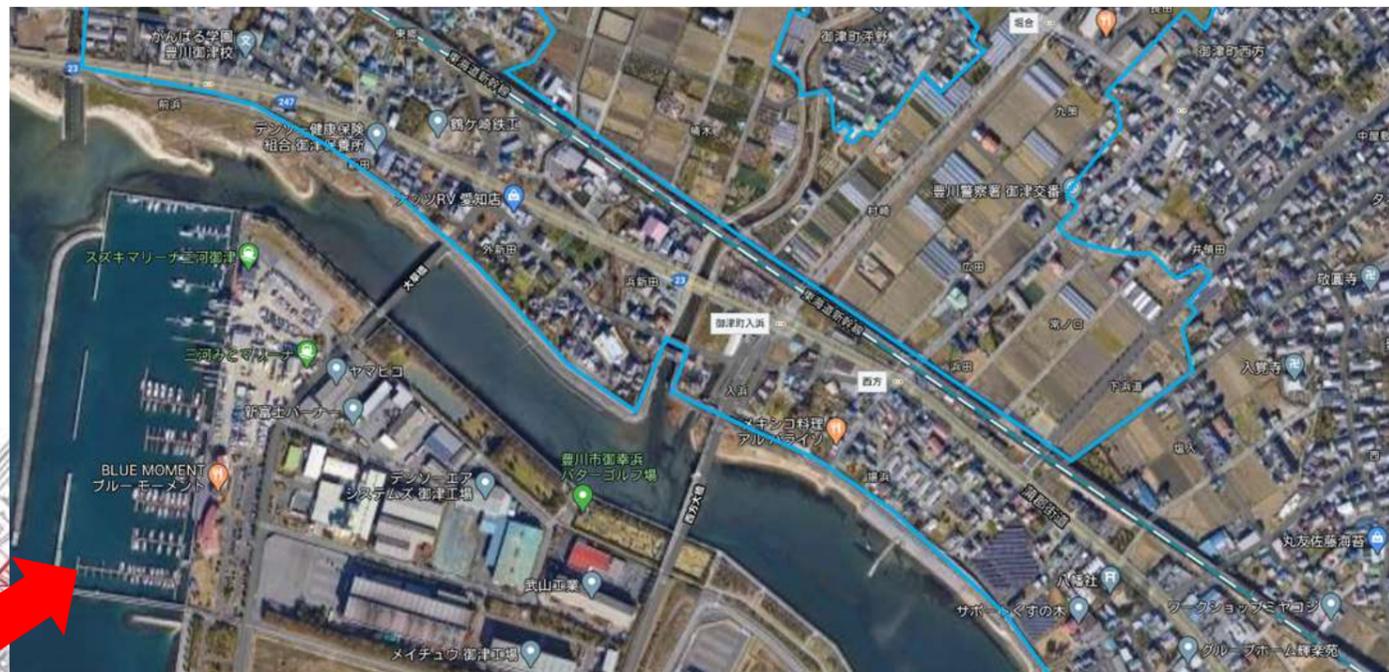
居住誘導区域から除外する浸水深を2mと設定します。

(2) 津波災害警戒区域のうち、除外するエリアの抽出

浸水深 2 m以上のエリアは現状土地利用が沿岸部等のみであり、居住誘導区域から除外するエリアは無しとします。

視点1・ステップ③の検証（愛知県「津波災害警戒区域」(R1.7) 浸水深 2m以上）

⇒浸水深 2 m以上のエリアは現状土地利用が沿岸部等のみであり、居住地には該当していないことから、居住誘導区域から除外するエリアは無い



【参考：津波災害リスクと居住誘導区域の設定（国土交通省中部地方整備局資料 H31.2.27）】

2.3 立地適正化計画と津波防災（中部地整管内）



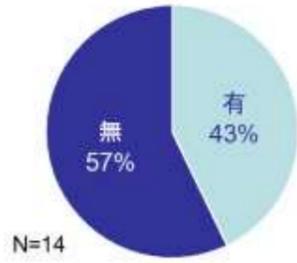
●居住誘導区域と津波浸水区域に関するアンケート調査（中部地整独自） H31. 2実施
以降は前項②で、居住誘導区域内に津波浸水想定区域*が存在すると回答した14市町を対象

③津波災害リスクと居住誘導区域の設定
津波災害リスクを考慮して、
居住誘導区域から除外したエリアの有無

・有	6市町
・無	8市町

除外したエリアとは・・・

- ・防潮堤整備計画に基づく整備後の津波浸水想定区域(1市町)
- ・津波避難困難地区(1市町)
- ・津波浸水想定で浸水深2m以上となる区域(3市町)
- ・過去最大クラスの浸水想定範囲を基準に、浸水深2m以上となった区域(1市町)

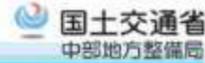


図③ 津波災害リスクを考慮して居住誘導区域から除外したエリアの有無割合

- ✓ 約4割の市町は、何らかの理由により津波災害リスクを考慮して居住誘導地域から除外したエリアが有る
- ✓ 約6割の市町は、津波浸水想定区域*を一切除外せず居住誘導区域を設定している

※津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定される津波浸水想定区域¹⁰

2.3 立地適正化計画と津波防災（中部地整管内）

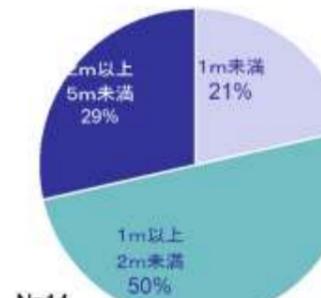


●居住誘導区域と津波浸水区域に関するアンケート調査（中部地整独自） H31. 2実施

④居住誘導区域内の津波災害リスク
居住誘導区域内の最大浸水深は

・1m未満	3市町
・1m以上2m未満	7市町
・2m以上5m未満	4市町

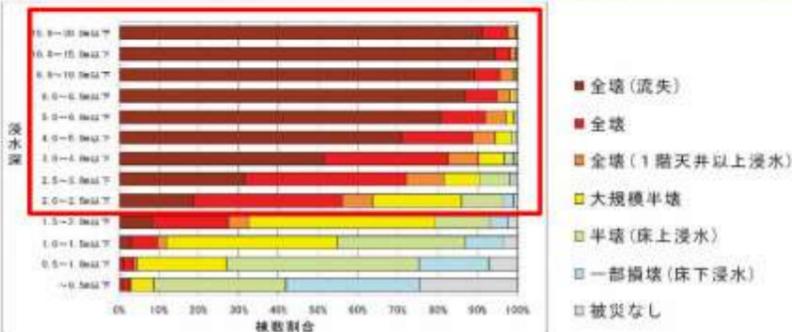
✓ 約3割の市町は、最大浸水深2m以上*を有する
※東日本大震災における浸水深と建築物被害状況より、2mを越えると木造建築物が全壊となる割合が飛躍的に増加する傾向にある（【参考】参照）
※最大浸水深の確認である点に留意
対象区域全体ではなく部分的に2mを越える場所があれば、2m以上に分類した



図④ 居住誘導区域内の最大浸水深

【参考】

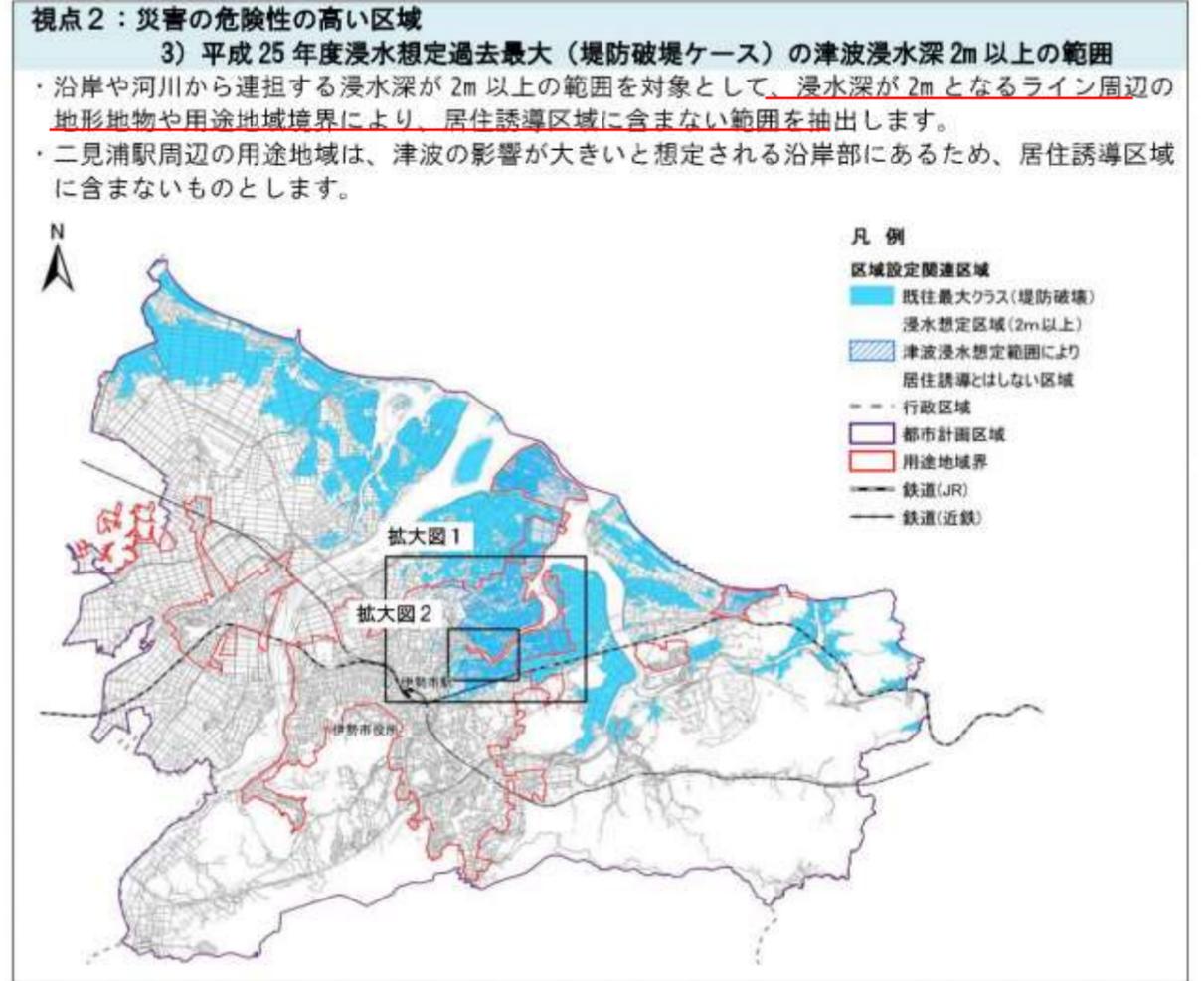
出典：
「津波被災市街地復興手法検討調査（とりまとめ）」
（平成24年4月、国土交通省 都市局）



11

【参考：津波浸水想定エリアに居住誘導区域を設定している他市町事例】

①三重県伊勢市：津波浸水想定深2m以上のエリアを居住誘導区域から除外している



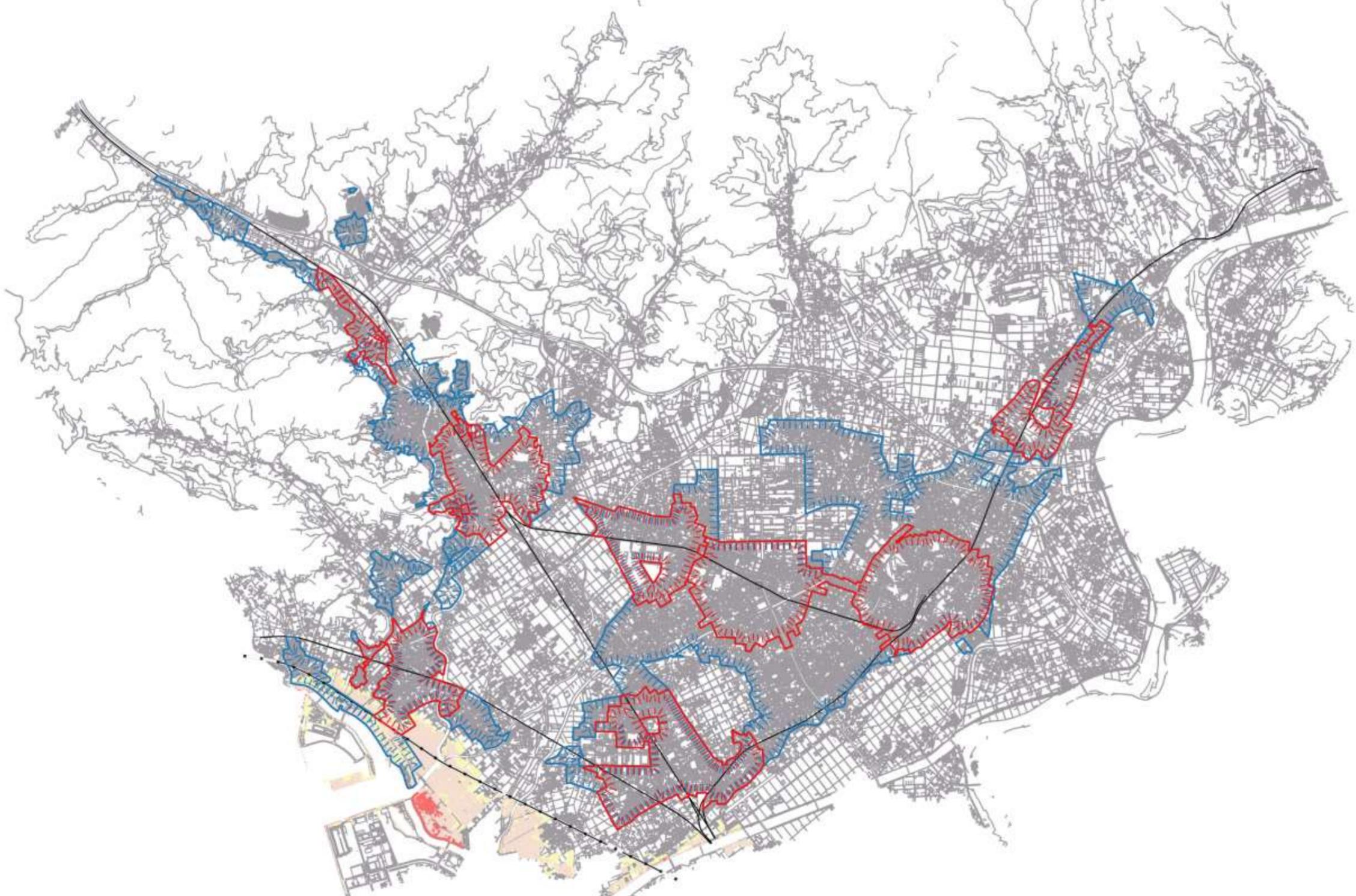
出典：伊勢市立地適正化計画

②静岡県磐田市：災害対策に取り組むことを踏まえ津波浸水想定エリアを居住誘導区域に含んでいる

- (5)・土砂災害(特別)警戒区域は、災害の危険性が高く、市民が安全に暮らせる環境として適さないため、居住誘導区域から除外します。
- ・水害については、本市の水害対策として海岸堤防整備、ポンプ場整備、河川改修等のハード面の整備が進められていること。また、防災訓練や防災情報の提供等のソフト面での対応など双方で災害対策に取り組んでいることから、津波浸水想定区域及び洪水浸水想定区域(磐田市ハザードマップ)については、居住誘導区域に含めることとします。

出典：磐田市立地適正化計画

豊川市における津波災害警戒区域



津波浸水想定

- ~0.5m
- 0.5~2m
- 2m~
- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域

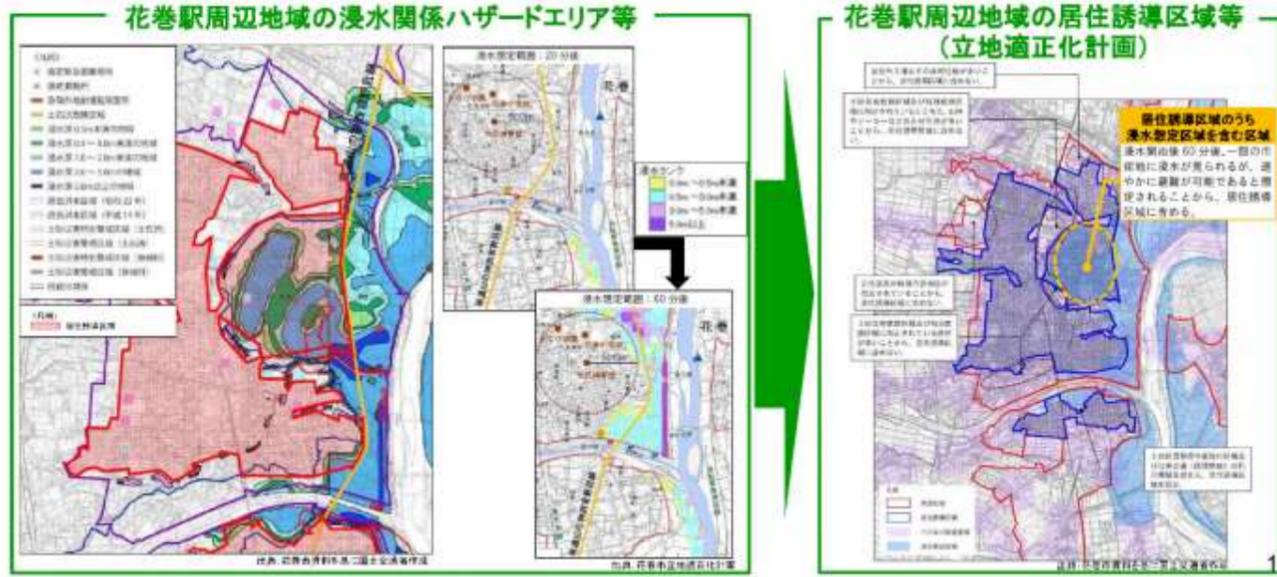
【参考：河川洪水浸水想定エリアを踏まえ居住誘導区域を設定している事例（国土交通省資料）】

岩手県花巻市：浸水想定区域を一部外している事例

立地適正化計画における方針（花巻駅周辺地域）

- 本地区内の・・・が浸水区域となっていますが、浸水シミュレーションによる北上川氾濫20分後は、市街地への浸水は見られず、60分後に県道山の神西宮野目線西側市街地が浸水する結果となっています。
- 浸水開始後60分後、一部の市街地に浸水が見られるが、速やかに避難が可能であると想定されることから、**居住誘導区域に含める。**

（「花巻市立地適正化計画（H28.6.1公表）」より抜粋）



12

豊川市：浸水想定区域を浸水深によって外している例

立地適正化計画における方針

- 水防法に規定する浸水想定区域：豊川市洪水ハザードマップによる浸水深2m以上のエリアを囲む地形地物により除外します。
- 浸水深が2m以上で家屋の軒下が浸水し、市民と個人資産の安全性が著しく低下すると想定されるため、居住誘導区域から除外する浸水深を2m以上と設定します。

（豊川市立地適正化計画より）



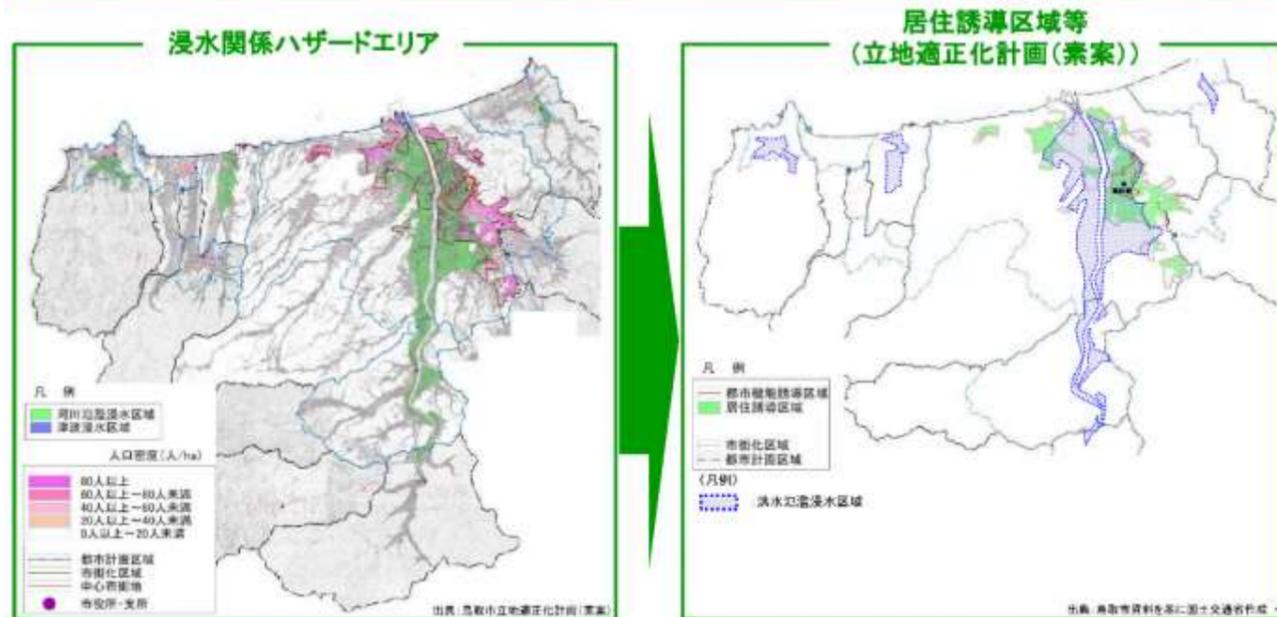
5

鳥取市：浸水想定区域を外していない事例

立地適正化計画における方針

- 洪水浸水区域（津波・河川氾濫）については、土砂災害に比べて事前の避難が可能であることから、**居住誘導区域から控除しないこととします。**

（「鳥取市立地適正化計画（素案）（H28.4.18バブコメ）」より抜粋）



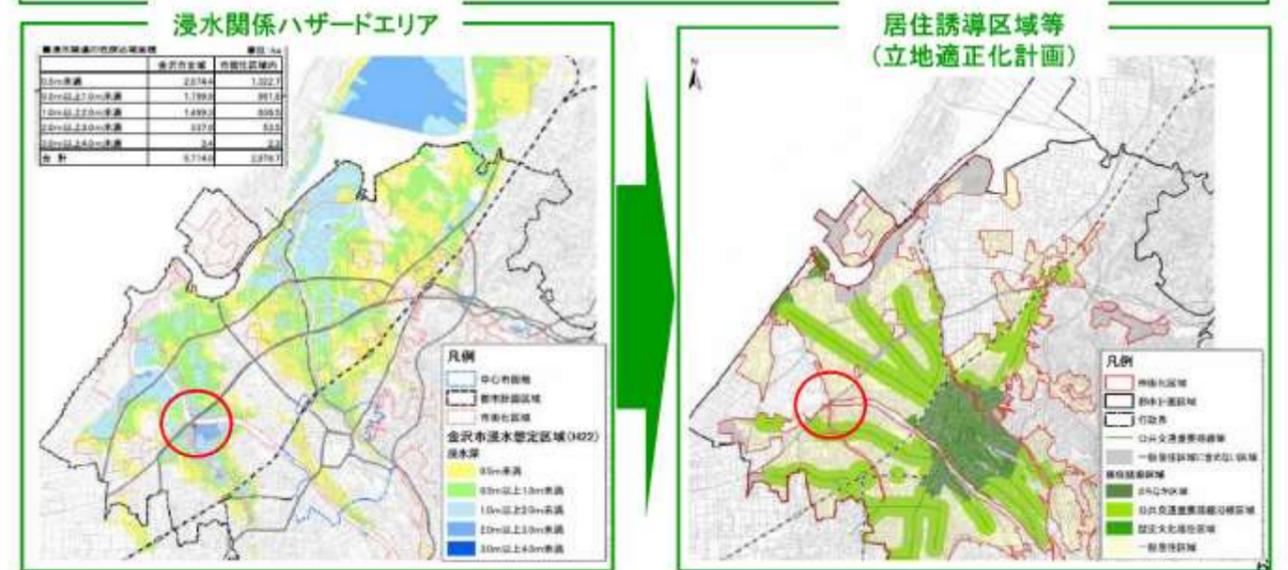
3

金沢市：浸水想定区域を浸水深によって外している例

立地適正化計画における方針

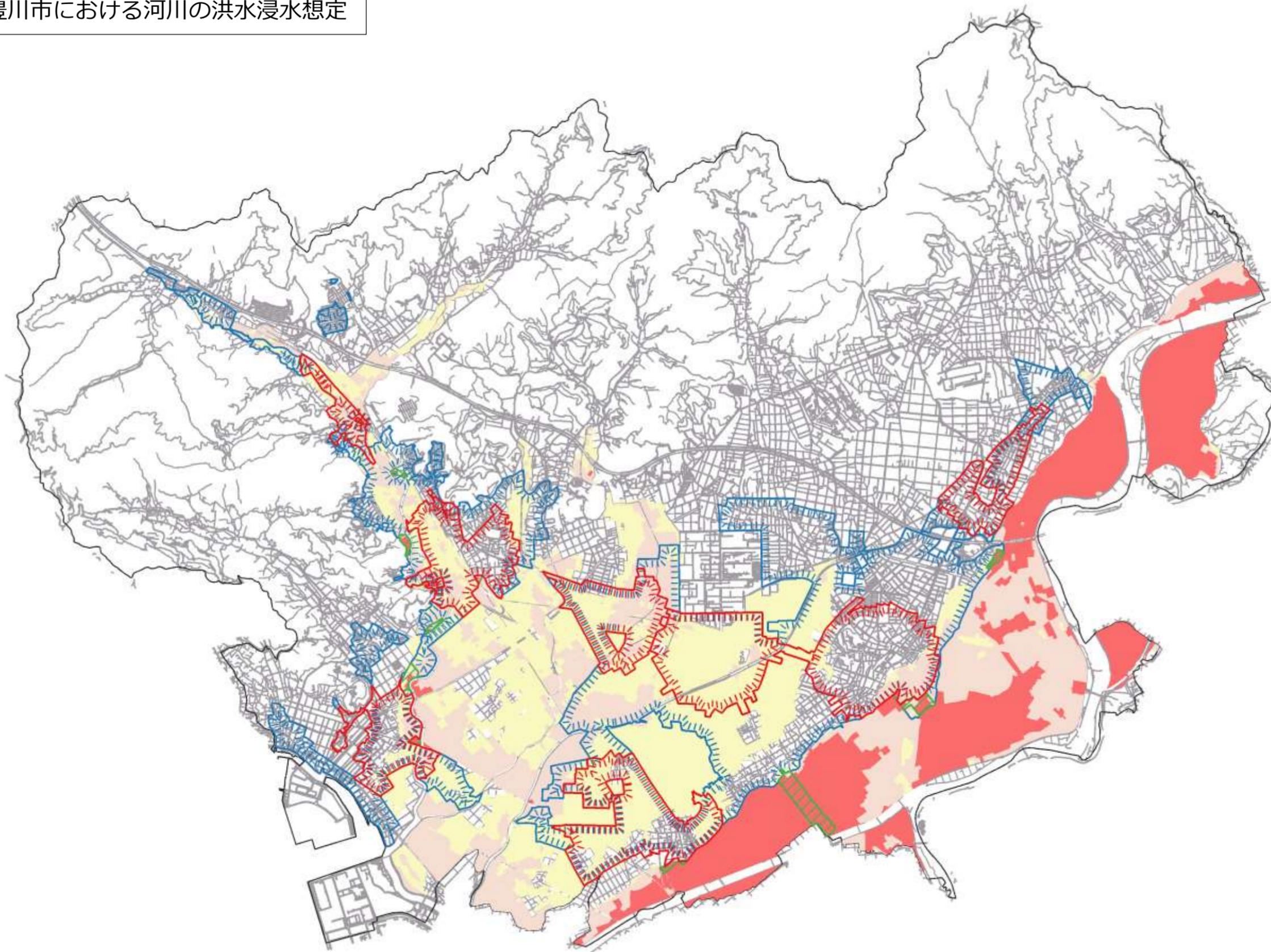
- <誘導区域等に含めない区域>
- 浸水想定区域（平成22年作成）において浸水深が3m以上の区域【水防法】
- 家屋水没のおそれがある3m以上の浸水は市街化区域内で約2ha

（金沢市立地適正化計画より）



6

豊川市における河川の洪水浸水想定



洪水浸水想定

- ~0.5m
- 0.5~2m
- 2m~
- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域
- 洪水による浸水深 2m 以上のため
居住誘導区域から除外する区域

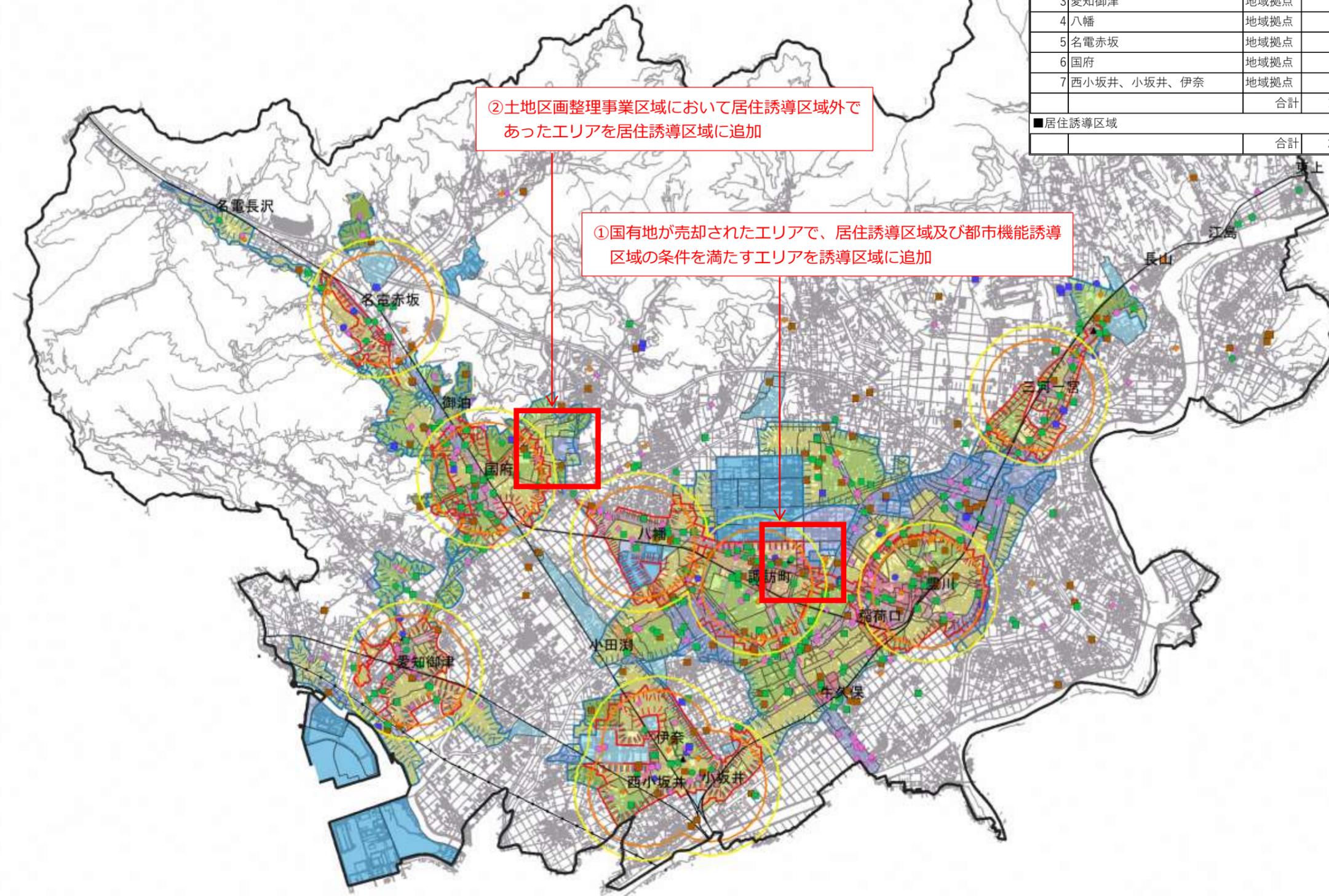
0 1 2 3 4 5 km



豊川市 立地適正化計画における居住誘導区域・都市機能誘導区域

(参考資料 5) 見直し後の居住誘導区域と都市機能誘導区域

■都市機能誘導区域					
OBJECTID	駅	拠点	変更前面積	地区名	変更後面積
1	豊川、豊川稲荷、諏訪町	中心拠点	465ha	中心拠点	466ha
2	三河一宮	地域拠点	106ha	一宮地区	106ha
3	愛知御津	地域拠点	120ha	御津地区	120ha
4	八幡	地域拠点	143ha	八幡地区	143ha
5	名電赤坂	地域拠点	43ha	音羽地区	43ha
6	国府	地域拠点	172ha	国府地区	172ha
7	西小坂井、小坂井、伊奈	地域拠点	235ha	小坂井地区	235ha
		合計	1,284ha	合計	1,285ha
■居住誘導区域					
		合計	2,775ha	合計	2,779ha



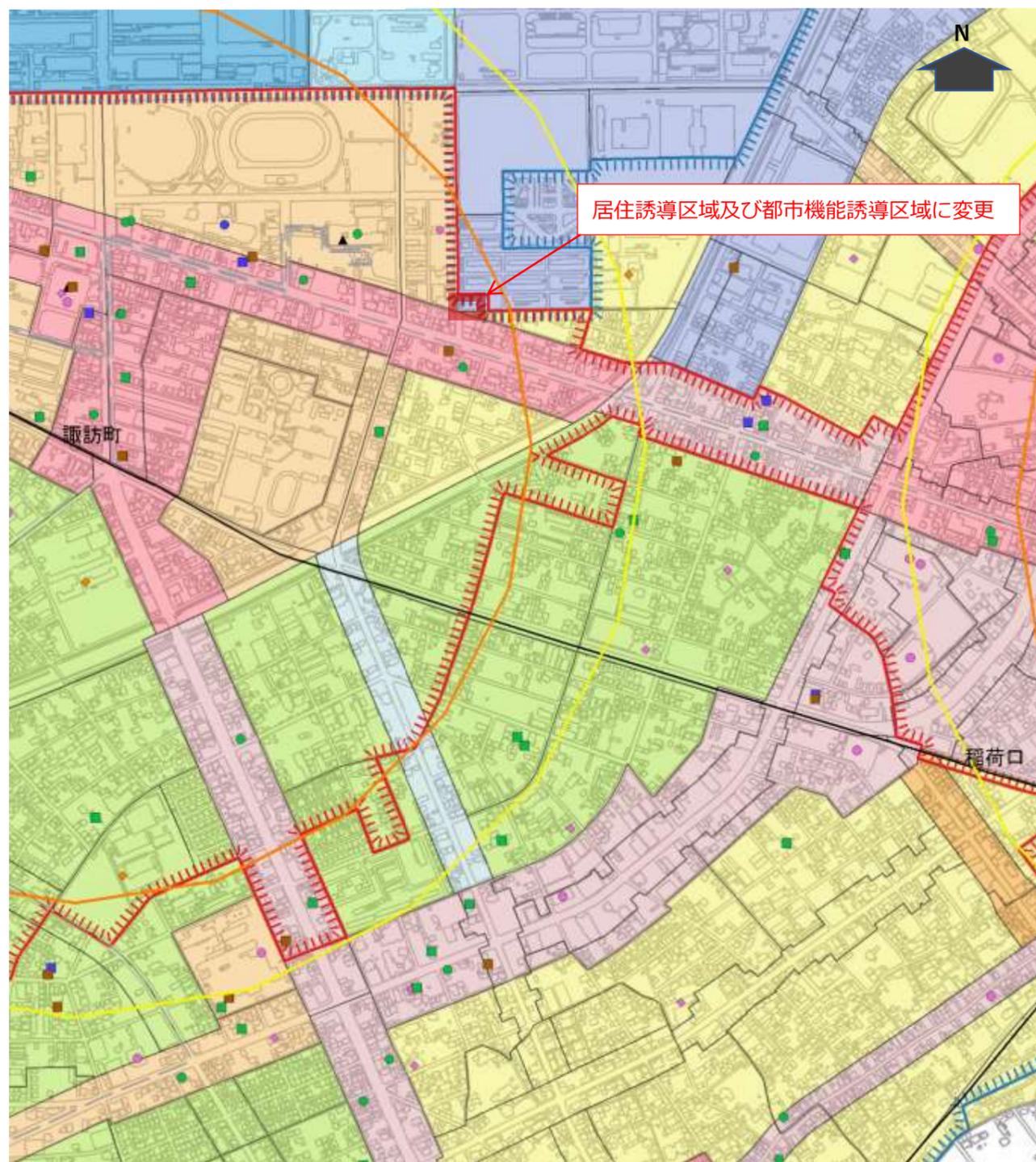
②土地区画整理事業区域において居住誘導区域外であったエリアを居住誘導区域に追加

①国有地が売却されたエリアで、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の条件を満たすエリアを誘導区域に追加

- 都市機能誘導区域
- 駅800m圏内
- 駅1km圏内
- 居住誘導区域
- 医療施設
- 高齢者福祉施設
- 障がい者福祉施設
- 子育て支援施設
- 教育施設
- 文化施設
- 商業施設
- 金融施設
- 行政施設
- 鉄道
- 駅
- 新幹線路線
- コミュニティバス路線
- 用途地域等**
- 第1種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

0 1 2 3 4 5 km

①拡大図



②拡大図

